

令和8年度益城町起業創業事業費補助金に関するQ&A

【全般について】

Q1 どのような内容の補助金ですか。

A1 益城町内で新たに事業を開始するとき（起業）の設備費用や広報費用などを補助する制度です。

Q2 どのような人が対象になりますか。

A2 以下の要件をすべて満たす方となります。

- 交付決定日から令和9年1月29日までに個人開業又は会社を町内に設立若しくは町内に事務所・事業所を設置するもので、これまでに自身で事業を行ったり経営を行ったりしていないもの。
- 益城町創業支援等事業計画に基づく支援を受けたものであること。
(益城町商工会又は熊本県商工会連合会主催の創業セミナー等の受講が必須となります。)
- 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できること。(事業完了後、町HPに掲載を行います。)
- 過去に本要綱又は益城町中小企業事業拡充等支援補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- 事業を町内で3年以上継続すること。
- みなし大企業でないこと。
- 町が所有する益城町チャレンジショップ「キニナル」に出店予定、出店中又は過去に出店したことがないこと。
- 関係諸法令を遵守すること。
- 益城町及びお住いの市区町村の税に未納がないこと。

Q3 どのような事業が対象になりますか。

A3 農林水産業、株式会社日本政策金融公庫の融資非対象業種を除いた事業です。

Q4 益城町に住んでいることは必須ですか。

A4 町に住んでいることは必須ではありません。

ただし、キッチンカーなど店舗を構えない事業形態の場合、個人事業主であれば居住地进行を、法人であれば法人登記の住所を益城町とする必要があります。

Q5 起業して、NPO 法人を設立しようと思っているのですが、対象ですか。

A5 対象になりません。会社法上に定める、株式会社、合同会社、合名会社又は合資会社、又は個人事業主として設立する方が対象になります。

Q6 益城町商工会主催の創業スクールではなく、熊本県商工会連合会が実施する創業スクールを受講しました。本補助金の申請対象になりますか。

A6 対象です。
益城町商工会又は熊本県商工会連合会が実施する創業スクール等の受講を証するものを実績報告書提出までに受講してください。

Q7 自宅の一室を改装して起業をする予定ですが、対象ですか。

A7 店舗兼用住宅は対象になりません。

【交付申請について】

Q8 本補助金を申請しようと思いますが、申請書作成にあたり支援はありますか。

A8 記入方法で不明な点があれば、町産業振興課商工観光係（096-289-8307）にご連絡をお願いします。事業計画の立て方など、事業に伴うご相談は、益城町商工会（096-286-2551）にご連絡をお願いします。
また、事業計画書（別記第 1 号の 2 様式）については、益城町商工会経営指導員からの指導を受けた上で作成していただく必要があります。

【補助対象経費について】

Q9 見積書の提出は写しで構いませんか。

A9 写しで構いません。ただし、原本を提出された場合であっても、お返しできないのでご了承ください。

Q10 補助の対象と認められる経費はどんなものですか。

A10 申請書類の作成等に係る経費、改修費・設備費、知的財産権等関連経費、広報費です。謝金、旅費等は対象外です。判断に迷う場合は、町産業振興課商工観光係（096-289-8307）へご連絡ください。

Q1 1 パソコンは対象ですか。

A1 1 パソコン、スマートフォン、カメラ、タブレット及び携帯電話などの汎用性の高いものについては、対象外です。判断に迷う場合は、町産業振興課商工観光係（096-289-8307）へご連絡ください。

Q1 2 いつから購入したものが補助の対象ですか。

A1 2 交付決定日以降に購入したものが対象です。交付決定日以前に購入したものは対象外です。

Q1 3 内装工事を検討しているのですが、工事契約締結も交付決定日以降に行うべきですか。

A1 3 お見込みのとおりです。

Q1 4 改修工事の補助対象となる工事はどの部分ですか。

A1 4 取り壊し、撤去費用については対象外です。自身が事業を行う部分の内装・外装・外構・駐車場整備に係る費用は対象になります。なお、工事費用を補助対象経費に計上する場合、実績報告の際に工事前、工事中、工事後の写真の提出が必要になります。

Q1 5 消耗品は対象外ですか。

A1 5 消耗品は対象外です。また、備品等の購入費であっても、一件あたり3万円以上50万円未満（消費税抜き）のものが対象となります。

Q1 6 ソフトウェアに関する費用は対象外ですか。

A1 6 ソフトウェアに関する費用は対象外です。一括購入や月・年会費など、どの場合であっても対象とはなりませんのでご注意ください。

【変更申請について】

Q1 7 総事業費150万円で町の交付決定額が75万円でした。しかし、思ったより経費が掛かってしまい、総事業費が200万円に上がってしまいそうです。変更申請を行えば、補助上限100万円まで補助を受け取ることは可能でしょうか。

A1 7 交付決定額を上回る額を補助することはできません。実績報告では交付申請した設備費や広報費等の領収証を提出していただきますが、補助金額は、あくまで交付決定額までとなります。変更申請も不要です。なお、交付申請時より購入費用が減額した場合は、減額した金額が補助対象経費になります。変更申請は不要です。

Q18 交付申請時に、改修費・設備費で200万円の支出を予定していました。しかし、改修費ではなく広報費で200万円の支出が必要になりました。変更申請は必要でしょうか。

A18 必要です。交付申請時に提出した予算書の、支出の区分間の配分に変更がある場合は購入等を行う前までに変更申請が必要になります。

【実績報告について】

Q19 領収書ではなく、請求書の提出でよいですか。

A19 提出は支払いされたことがわかるもの（領収書等）の写しが必要です。請求書及び納品書では対応できません。

Q20 たくさんの備品を一つのお店で購入するため、個々の金額の内訳と総額がわかる見積書を交付申請時に提出しました。しかし、個々の購入金額に変動があり、領収書は購入したものの総額しか記載がありません。

A20 総額がわかる領収証の写しと併せて個々の金額がわかる請求書や納品書などの写しの提出をお願いします。

Q21 クレジット決済を行い、領収書がありません。

A21 クレジット売上票や利用明細書など、申請者が、いつ・どこに・いくら支払ったかなどわかるものの写しを提出してください。併せて請求書等の提出もお願いします。請求書などとクレジット売上票や利用明細書などの内容が一致するか確認をいたします。なお、クレジット決済による引き落としは、その全額を実績報告提出時点で完了しておく必要があります。

Q22 5万円で購入予定だった机に、ポイント1万円分を使用し、実質4万円で購入しました。

A22 実績報告の際、ポイントを使用し、実際いくら支払ったかわかるものの提出が必要になります。なお、この場合の補助対象経費は、5万円ではなく、4万円になります。

Q23 町への請求書への印鑑はスタンプ式でいいですか。

A23 スタンプ式は不可です。朱肉印をお願いします。

Q24 交付申請は個人の名前で申請しており、法人として起業したのですが、振込先の通帳名義は個人ですか。

A24 設立した法人の通帳へのお振込みをいたします。法人名義の振込先を請求書に記入してください。

【その他】

Q25 本事業により備品を購入しましたが、手放そうと考えています。

A25 本事業で購入したものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間は、町に報告無く、目的外使用、譲渡、交換、貸付け及び担保にすることはできません。

Q26 補助金をもらって事業を開始した場所から、移転を検討していますが、問題ないですか。

A26 補助金の返還が必要な場合がありますので、町産業振興課商工観光係(096-289-8307)へご相談ください。

Q27 現在益城町チャレンジショップ「キニナル」に出店しています。起業創業補助金の活用は可能ですか。

A27 チャレンジショップ「キニナル」に出店中の方、出店予定の方、過去に出店したことがある方については、本補助金を活用することはできません。

Q28 町HPへの掲載を希望しないのですが、掲載は必須ですか。

A28 必須となります。開業のPRとしてご活用ください。

Q29 開業届はすでに提出していますが、事業は開始しておりません。補助対象となりますか。

A29 開業届以外で、公的に事業が開始したことが確認できる書類(飲食店を営む場合の、保健所の営業許可証など)が、交付決定日以降、実績報告書提出までに発行できる場合は、対象になりえます。また、交付決定以降に過去に事業を行っていたことが明らかとなった場合は、交付決定の取り消しおよび補助金返還を求める場合があります。



arigato MASHIKI
KUMAMOTO

【相談窓口一覧】

◎益城町商工会（096-286-2551）

- 融資や資金調達に関する事。
- 事業計画、事業の見通しに関する事。
- 起業後の経営に関する事。
- 決算や申告に関する事。

URL : <https://mashikishoko.jp/>



◎（株）未来創成ましき（096-286-2551（益城町商工会内））

- 事業化前の相談に関する事。
- 提出書類の作成等に関する事。
- 起業後の他企業等との連携に関する事。

◎益城町役場産業振興課商工観光係（電話：096-289-8307 Fax：096-286-4523）

- 本補助金全般に関する事。
- 補助対象経費に関する事。
- 提出物に関する事。

E-mail : syoukou@town.mashiki.lg.jp

補助金HP : <https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0034031/index.html>

